



令和3年2月4日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室 長 藤井 義弘

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(電話代表) 03 (5253) 1111 (直通電話) 03 (3595) 2919

令和元年度福祉行政報告例の概況

		目	次		頁
報告の概	既要		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	1
結果の概	既要				
1 身	体障害者福祉関係 ···・				2
2 知	的障害者福祉関係 ····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
3 障	害者総合支援関係 ···・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
4 婦	人保護関係	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
5 老	人福祉関係				
(1)	老人ホームの施設数・定	È員	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
(2)	老人クラブ数・会員数	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
6 民	生委員関係				
(1)	民生委員数 · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
(2)	民生委員の活動状況 ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
7 社	会福祉法人関係 ·····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
8 戦	傷病者特別援護関係 ・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		6
9 児	童福祉関係				
(1)	児童相談所における相談	炎の種類別対応件	-数	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
(2)	児童相談所における児童	置虐待相談の対応	·件数 ·······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
用語の気		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			9

令和元年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。 URL (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html)

報告の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類及び時期

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

月 報 (国への提出期限:翌月末)

年度報 (国への提出期限:翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末)

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	Δ
計数がない場合	_
比率が微小(0.05 未満)の場合	0.0

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

結果の概要

1 身体障害者福祉関係

令和元年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登載数は 5,054,188 人で、前年度に比べ 33,069 人 (0.7%) 減少している (表 1)。

表1 身体障害者手帳交付台帳登載数の年次推移

(単位:人)							各年度末現在
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前	年 度
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%)
総数	5 194 473	5 148 082	5 107 524	5 087 257	5 054 188	△ 33 069	Δ 0.7
18歳未満	103 969	102 391	100 948	99 958	98 369	△ 1 589	△ 1.6
18歳以上	5 090 504	5 045 691	5 006 576	4 987 299	4 955 819	△ 31 480	△ 0.6

2 知的障害者福祉関係

令和元年度末現在の療育手帳交付台帳登載数は 1,151,284 人で、前年度に比べ 35,322 人 (3.2%) 増加している (表 2)。

表2 療育手帳交付台帳登載数の年次推移

(単位:人)							各年度末現在
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前	年 度
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%)
総数	1 009 232	1 044 573	1 079 938	1 115 962	1 151 284	35 322	3.2
18歳未満	254 929	262 702	271 270	279 649	287 548	7 899	2.8
18歳以上	754 303	781 871	808 668	836 313	863 736	27 423	3.3

3 障害者総合支援関係

令和元年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が 155,291 件で、修理決定件数が 108,826 件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「補聴器」が 45,407 件、修理は「車椅子」が 37,348 件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

(単位:	件)																
							ļ	購入決定件数				修理決定件数					
	補	装具0	り種類	į		平成 29年度	30年度	令和 元年度	対前年度(R01-H30)	平成 - 29年度	30年度	令和 元年度	対前年度(R01-H3	(0)	
				(2017)	('18)	('19)	増減数	増減率(%		('18)	('19)	増減数	増減率	(%)			
総					数	155 835	156 092	155 291	△ 801	Δ 0	.5 114 671	111 331	108 826	△ 2 505	Δ	2.3	
義					肢	5 748	5 820	5 443	△ 377	Δ 6	.5 7 575	7 631	7 633	2		0.0	
装					具	45 315	44 696	44 576	△ 120	Δ 0	.3 17 451	17 601	16 864	△ 737	Δ	4.2	
座	位	保	持	装	置	9 374	9 264	9 357	93	1	.0 8 620	8 502	8 625	123		1.4	
盲	人	安	全	つ	え	8 860	9 178	9 363	185	2	.0 126	120	109	Δ 11	Δ	9.2	
義					眼	1 159	1 147	1 033	Δ 114	Δ 9	.9 35	10	4	△ 6	Δ	60.0	
眼					鏡	6 777	6 789	7 003	214	3	.2 349	317	313	△ 4	Δ	1.3	
補		I	徳		器	44 136	45 438	45 407	△ 31	Δ 0	.1 25 467	24 209	22 679	△ 1 530	Δ	6.3	
車		1	奇		子	21 845	21 230	20 883	△ 347	Δ 1	.6 39 491	37 637	37 348	△ 289	Δ	0.8	
電	動	j	車	椅	子	2 978	2 944	3 025	81	2	.8 13 856	13 645	13 527	Δ 118	Δ	0.9	
座	位	保	持	椅	子	2 099	2 039	1 925	Δ 114	△ 5	.6 451	456	486	30		6.6	
起	立	1	呆	持	具	224	262	244	△ 18	Δ 6	.9 131	127	151	24		18.9	
歩		1	Ī		器	2 429	2 427	2 391	△ 36	Δ 1	.5 446	378	494	116		30.7	
頭	部	1	呆	持	具	481	459	452	Δ 7	Δ 1	.5	9	12	3		33.3	
排	便	1	哺	助	具	24	21	18	Δ 3	△ 14	.3 1	9	-	△ 9	Δ	100.0	
歩	行	補	助	つ	え	3 806	3 648	3 439	△ 209	△ 5	.7 167	180	165	△ 15	Δ	8.3	
重月	医障害	者用	意思	伝達	装置	580	730	732	2	0	.3 499	500	416	△ 84	Δ	16.8	

4 婦人保護関係

令和元年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は311,556件で、前年度に比べ6,708件(2.1%)減少している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は 239,460 件で、前年度に 比べ1,067 件 (0.4%) 減少している。(表 4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単	位	:	件)
(+	177		IT/

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前	年 度
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%)
総数	313 657	309 632	304 353	318 264	311 556	△ 6 708	△ 2.1
本人自身	239 599	235 963	230 215	240 527	239 460	△ 1 067	△ 0.4
本人以外1)	74 058	73 669	74 138	77 737	72 096	△ 5 641	△ 7.3

注:1)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和元年度末現在の老人ホーム(有料老人ホームは除く。) の施設数は13,456 施設で、前年度に比べ174 施設(1.3%) 増加し、定員は787,754 人で前年度に比べ10,670 人(1.4%) 増加している。

施設の種類別に定員の増減をみると、前年度に比べ「特別養護老人ホーム」が 10,666 人 (1.7%)、「軽費老人ホーム」が 361 人 (0.4%)、「都市型軽費老人ホーム」が 105 人 (7.9%) 増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

各年度末現在

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対	前	年	度
	(2015)	('16)	('17)	(18)	('19)	増減	数	増減率(%)	
施設総数(施設)	12 444	12 588	13 013	13 282	13 456		174		1.3
養護老人ホーム	982	976	975	952	949	Δ	3	Δ	0.3
特別養護老人ホーム	9 181	9 324	9 740	10 021	10 187		166		1.7
軽費老人ホーム	2 012	2 013	2 020	2 028	2 035		7		0.3
都市型軽費老人ホーム	52	64	72	77	83		6		7.8
軽費老人ホームA型	201	196	193	192	190	Δ	2	Δ	1.0
軽費老人ホームB型	16	15	13	12	12		_		_
定員総数(人)	731 147	740 542	762 618	777 084	787 754	10	670		1.4
養護老人ホーム	66 449	65 724	65 422	63 378	63 016	Δ	362	Δ	0.6
特別養護老人ホーム	570 449	580 681	602 927	619 023	629 689	10	666		1.7
軽費老人ホーム	80 769	80 792	81 119	81 463	81 824		361		0.4
都市型軽費老人ホーム	886	1 103	1 238	1 328	1 433		105		7.9
軽費老人ホームA型	11 876	11 574	11 344	11 374	11 274	Δ	100	Δ	0.9
軽費老人ホームB型	718	668	568	518	518		_		_

(2) 老人クラブ数・会員数

令和元年度末現在の老人クラブ数は 92,836 クラブで、前年度に比べ 2,987 クラブ (3.1%) 減少し、会員数は 4,988,999 人で、前年度に比べ 256,724 人 (4.9%) 減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少 している。(図1、表6)

表6 老人クラブ数・会員数

各年度末現在 令和 平成 対 前 年 度 元年度 30年度 (2019) (2018) 増減数 増減率(%) 老人クラブ数 95 823 △ 2 987 92 836 Δ 3.1 (クラブ) 会員数(人) 4 988 999 5 245 723 △ 256 724 4.9

図1 老人クラブ数・会員数の年次推移



6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和元年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる。)の数は229,071人で、前年度に比べ 3,170人(1.4%)減少している。

男女別にみると、男は88,483人で、前年度に比べ1,727人(1.9%)、女は140,588人で、 前年度に比べ1,443人(1.0%)減少している。(表7)

表7 男女別民生委員数の年次推移

(単位:人) 各年度末現在

	平成27年度 (2015)	28年度	29年度 ('17)	30年度	令和元年度 ('19)	構成割合	対前	年度
	(2015)	('16)	(17)	('18)	(19)	(%)	増減数	増減率(%)
総数	231 689	230 739	232 041	232 241	229 071	100.0	△ 3 170	Δ 1.4
男	91 483	90 273	90 522	90 210	88 483	38.6	Δ 1 727	Δ 1.9
女	140 206	140 466	141 519	142 031	140 588	61.4	△ 1 443	Δ 1.0

(2) 民生委員の活動状況

令和元年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は 5,362,338 件で、前年度に比べ 428,399件 (7.4%)減少し、その他の活動件数は24,930,435件で、前年度に比べ1,713,150 件 (6.4%) 減少している。また、訪問回数は 35,863,593 回で、前年度に比べ 1,881,810 回 (5.0%) 減少している。(表8)

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前	年 度	
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%	%)
相談・支援件数(件)	6 391 465	6 051 342	5 770 653	5 790 737	5 362 338	△ 428 399	Δ	7.4
その他の活動件数 ¹⁾ (件)	27 135 458	26 399 148	26 674 758	26 643 585	24 930 435	△ 1 713 150	Δ	6.4
訪問回数 ²⁾ (回)	38 504 881	37 119 205	38 228 011	37 745 403	35 863 593	△ 1 881 810	Δ	5.0

注:1)「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等の延件数である。

^{2) 「}訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動

⁽電話によるものを含む。)を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

令和元年度末現在の社会福祉法人数は20,933 法人で、前年度に比べ61 法人(0.3%) 増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が 18,345 法人で、前年度に比べ72 法人 (0.4%) 減少している。(表 9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

(単位:法人) 各年度末現在

(十世・四八)							日十尺不列
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前	年 度
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%)
総数	19 969	20 625	20 798	20 872	20 933	61	0.
社会福祉協議会	1 900	1 900	1 900	1 900	1 893	Δ7	Δ 0.
共同募金会	47	47	47	47	47	_	
社会福祉事業団	129	125	125	126	126	_	
施設経営法人	17 482	18 101	18 186	18 417	18 345	△ 72	Δ 0.
その他	411	452	540	382	522	140	36.

注: 平成27年度までは2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は 含まれていないが、そのうち地方厚生局長所管分については平成28年度から都道府県に権限移譲されたため、対象となった 当該法人が含まれている。

8 戦傷病者特別援護関係

令和元年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登載数は3,953人で、前年度に比べ1,637人(29.3%)減少している(表10)。

表 10 戦傷病者手帳交付台帳登載数の年次推移

(単位:人) 各年度末現在

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対 前 年 度			
		(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	増減数	増減率(%)		
総	数	10 463	8 907	6 871	5 590	3 953	△ 1 637	△ 29.3		

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和元年度中の児童相談所における相談の対応件数は544,698件となっている。 相談の種類別にみると、「養護相談」が267,955件(構成割合49.2%)と最も多く、次いで「障害相談」が189,714件(同34.8%)、「育成相談」が42,441件(同7.8%)となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々上昇している。(図2、表11)

令和元(2019)年度 その他の相談 保健相談 30,743件(5.6%) 1,435件(0.3%) 非行相談 12,410件(2.3%) 育成相談 42,441件 (7.8%) 総数 養護相談 267,955件 544,698件 (49.2%) (100.0%)障害相談 189.714件 (34.8%)

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数

表 11 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

(単位:件)												
	平成27年度 (20 <u>1</u> 5)		28年度 ('1 <u>6</u>)		29年度 ('17)		30年度 ('1 <u>8</u>)		令和元年度 ('19)		対 前 年 度	
		構成割合(%)		構成割合%)		構成割合%)		構成割合%)		構成割合%)	増減数	増減率(%)
総数	439 200	100.0	457 472	100.0	466 880	100.0	504 856	100.0	544 698	100.0	39 842	7.9
養護相談	162 119	36.9	184 314	40.3	195 786	41.9	228 719	45.3	267 955	49.2	39 236	17.2
障害相談	185 283	42.2	185 186	40.5	185 032	39.6	188 702	37.4	189 714	34.8	1 012	0.5
育成相談	49 978	11.4	45 830	10.0	43 446	9.3	43 594	8.6	42 441	7.8	Δ 1 153	Δ 2.6
非行相談	15 737	3.6	14 398	3.1	14 110	3.0	13 333	2.6	12 410	2.3	Δ 923	△ 6.9
保健相談	2 112	0.5	1 807	0.4	1 842	0.4	1 644	0.3	1 435	0.3	Δ 209	△ 12.7
その他の相談	23 971	5.5	25 937	5.7	26 664	5.7	28 864	5.7	30 743	5.6	1 879	6.5

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和元年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は 193,780 件で、前年度に比べ 33,942 件 (21.2%) 増加しており、年々増加している。これを、被虐待者の年齢別に増減率で比較すると、「 $16\sim18$ 歳」が 26.1%と最も高く、次いで「 $7\sim12$ 歳」が 22.6%となっている。(表 12)

相談の種別をみると、「心理的虐待」が 109,118 件と最も多く、次いで「身体的虐待」が 49,240 件となっている (図3)。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が47.7%と最も多く、次いで「実父」が41.2%となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している(図4)。

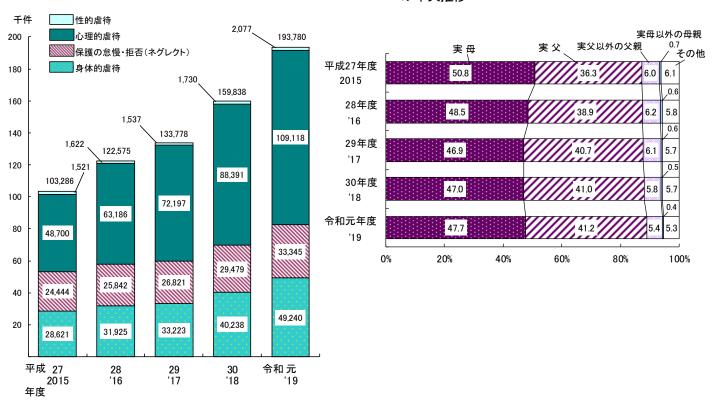
表 12 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

(単位:件)												
	平成27年度 (2015)		28年度 ('16)		29年度 ('17)		30年度 ('18)		令和元年度 ('19)		対 前 年 度	
		構成割合%)		構成割合(%)		構成割合%)		構成割合%)		構成割合%)	増減数	増減率(%)
総数	103 286	100.0	122 575	100.0	133 778	100.0	159 838	100.0	193 780	100.0	33 942	21.2
0~2歳	20 324	19.7	23 939	19.5	27 046	20.2	32 302	20.2	37 826	19.5	5 524	17.1
3~6歳	23 735	23.0	31 332	25.6	34 050	25.5	41 090	25.7	49 660	25.6	8 570	20.9
7~12歳	35 860	34.7	41 719	34.0	44 567	33.3	53 797	33.7	65 959	34.0	12 162	22.6
13~15歳	14 807	14.3	17 409	14.2	18 677	14.0	21 847	13.7	26 709	13.8	4 862	22.3
16~18歳	8 560	8.3	8 176	6.7	9 438	7.1	10 802	6.8	13 626	7.0	2 824	26.1

注:平成27年度までは「0~2歳」「3~6歳」「7~12歳」「13~15歳」「16~18歳」は、それぞれ「0~3歳未満」「3歳~学齢前」「小学生」「中学生」「高校生・その他」の区分の数である。

図3 児童虐待の相談種別対応件数の年次推移

図4 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合 の年次推移



用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者(児)の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核 市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載され ている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者(児)の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳 について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を 必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設 をいう。

(3) 軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」(平成13年10月1日老 発第390号老健局長通知)に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事 業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員 (児童委員)

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。 なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)が所轄庁 である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人(全国を単位とし て行われる事業を行っている法人等)は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知)に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) その他

(1)~(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(生活困難者や障害者に対する相談・支援等)を行う社会福祉法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道 府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育 困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等 環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等 を有する子どもに関する相談をいう。

ウ障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、視聴覚障害児に関する相談、構音 障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子 ども等に関する相談、重症心身障害児(者)に関する相談、知的障害児に関する相 談、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 多動性障害等の子どもに関する相談をいう。(自閉症スペクトラム障害を含む)

工 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

才 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは 行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍 中で登校(園)していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、 学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び 等に関する相談をいう。

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。